

公共事業の評価について (意見具申)

令和 7 年 1 月

堺市公共事業評価監視委員会

1. はじめに

本委員会の目的は、堺市が実施する国庫補助事業及び交付金事業の再評価、再々評価及び事後評価の対応方針（原案）に関して審議を行うことにより、公共事業の効率性及びその実施過程において透明性の一層の向上を図ることである。これらの目的に資するため、評価基準には「国土交通省の実施要領」に『堺市独自の視点』を加えている。審議は市当局からの事業内容や事業の効果に関する説明をもとに、各委員の専門的立場を踏まえて審議し、委員会の意見を総合的見地から取りまとめるという方法で行った。また審議内容については、意見具申と同時にその議事要旨と審議資料を公表し、本委員会として何を議論したのかを市民へ公開するように努めるものとした。

市においては、本委員会の意見を踏まえ、総合的な判断を行い対応方針が決定されるとともに、評価システムの充実に向けてさらに積極的な取組みを進められるよう望むものである。

2. 審議の対象とした事業の範囲と評価の基準

今回、審議の対象となったのは、社会経済情勢の急激な変化、技術革新等により再評価の実施の必要が生じている「南海本線（堺市）連続立体交差事業」、の1件であった。

再評価にあたっては、次の視点から事業の必要性等を精査した。

- ・「事業の進捗状況」
- ・「事業長期化の要因」
- ・「事業完了の見込み」
- ・「事業効果の確認」
- ・「費用対効果分析結果について」

3. 審議結果

再評価対象事業

【南海本線（堺市）連続立体交差事業】

本事業については、以下の審議の結果、事業継続の必要性が認められるため、「事業継続は妥当」と判断する。

本事業は、鉄道の高架化によって、7箇所踏切を除却することによる安全で円滑な交通の確保、歩行者、自転車の安全な通行環境の確保、災害時における安全かつ迅速な避難に貢献することを確認した。

高架下の空間については、商業施設の誘致や駐車場等の整備など、関連事業と連携することで、賑わいのある空間の創出、駅周辺の安全かつ円滑な交通を確保することを確認した。また、旧駅舎の保存・活用など、関連事業を連携して行うことにより、景観に配慮した空間形成、駅を中心とした地域の活性化に寄与することを確認した。

なお、事業の審議を通じて、次の意見が出された。

- ・『側道の環境整備については、地域との合意形成を図り、地域の歴史性や文化性、環境に配慮し地域の風致の維持向上に資するよう努めていただきたい。』
- ・『高架下の空間活用については、地域のまちづくりに資するよう、商業施設や駐車場に限らず、地域のニーズに応じた適切なオープンスペースの活用のあり方を検討していただきたい。』
- ・『駅舎の活用については、地域の歴史性や文化性を継承していくものとして、駅舎をそのまま残すだけでなく、それをどう活かすのかが重要であり、ソフトな事業支援や、地域主体の運営管理にかかる体制構築などに尽力いただきたい。また今後の課題として、定性的評価の評価手法について検討していただきたい。』

4. 結び

公共事業の評価にあたっては、事業の必要性や重要性などを具体的でわかりやすく表現し、市民に対して事業説明を行っていくことを期待して意見具申の結びにかえる。

(添付資料)

- 第9回堺市公共事業評価監視委員会議事要旨
- 審議対象事業説明資料
- 堺市公共事業評価監視委員会規則
- 堺市公共事業評価監視委員会 出席者名簿